

~~~~~  
論 説  
~~~~~

「候補会員」という制度からみるアクション・ カトリカ男子青年部 (1923–1943)*

渡 邊 千 秋**

はじめに

「教会の聖職位階の指導のもとに行う信徒の使徒的活動」と定義され全世界で展開されたカトリック・アクションは、20 世紀のスペインでも、平信徒をカトリック教会に糾合するため広く活動を行った。なかでも特にスペイン・アクション・カトリカ男子青年部 (Juventud Masculina de la Acción Católica Española: 以下青年部と略記する) は、教区教会セントロでの活動をつうじて会員に宗教的滋養をさずけた。それとともに司教区内での人的ネットワーク構築へ会員をむかわせ、世俗化のすすむ社会においてカトリック教会の利益を代弁することのできる平信徒の人格形成を実践した団体である¹⁾。

本稿では、青年部正会員となる以前の段階として設けられた「候補会員」と

* 本研究は JSPS 科研費 JP18K01040 の助成を受けたものです。

** 青山学院大学国際政治経済学部教授

1) たとえば、カトリック教会の利益を擁護しつつ、時の政治に関与しうる「よき平信徒」を育成するという青年部の活動目的に合致する代表例としては、フランコ体制下で外務大臣を務めた A. マルティン・アルタホ (1905–1979, 在職 1945–1957) を挙げることができよう。先行研究ではカトリック学生連合での活躍が指摘されているが、青年部の前身のスペイン・カトリック青年会においてもミリタンとして頭角をあらわし、マドリードのサン・マルコス教区教会のセントロで活動、人的ネットワークを活かして、のちには、全国レベルでの常任委員会にも所属した人物であった。マルティン・アルタホの人となりについては以下を参照されたい。Pilar TOBOSO SÁNCHEZ: «Alberto Martín Artajo y Álvarez», Real Academia de la Historia DB-e, <https://dbe.rah.es/biografias/11764/alberto-martin-artajo-y-alvarez> なお、本稿で用いるすべての URL についての最終参照日は 2021 年 7 月 20 日である。

いう会員ランクに注目する。20世紀におきた一連の政治変動のなかで、数あるカトリックの信徒団体のなかでも政治にコミットする平信徒を多く輩出しつづけたこの団体が、どのように新規に会員を獲得し、時代状況にあわせて組織存続を図ったのか、内戦前後の時期にしばって考察したい。

候補会員の位置づけ

はじめに「候補会員 (Aspirantes)」について、明らかにしておきたい。候補会員とは、将来的に「正会員 (Numerarios)」になりたいとする者に対し、組織が与える会員ランクの名称である。正会員になるための訓練を受ける者であり、正会員の組織とは別建ての「候補会員部門 (Aspirantado)」に所属し、そこでの活動を行う、いわば研修生である。

青年部がその前身であるスペイン・カトリック青年会 (Juventud Católica Española: 以下青年会と略記する) として大都市部の教区教会で設立され始めた頃には、候補会員という制度はうまく機能していたとは言えまい。たしかに、当時の指導的メンバーは、組織を全国的に展開させるため、候補会員部門を活性化させたいと願っていたようである。たとえば、1927年に開催された第1回カトリック青年会全国大会では、「聖職者顧問 (consiliario)」は、候補会員部門の形成と促進について一層の努力を重ねるべきである旨が決議された²⁾。つまり、組織幹部は、候補会員としてなるべく多くの青年を青年部に所属させることが、組織の維持と将来的発展のカギをにぎると理解していたといえる。しかしながら、現実の活動においては、部門の名称自体にも地域によって差異が見られるなど³⁾、候補会員の扱いについては統一性に欠けていたことがわかる。実際のところ、新たなメンバー獲得の重要性が改めて強調され、候補会員部門の

2) 第1セクション「聖職者顧問の働きについて」第5決議。Ver: *Conclusiones del I Congreso Nacional de la Juventud Católica Española*, Madrid, Imp. Alburquerque, 1927, p. 4.

3) たとえばスペイン北部サンタンデルでは候補会員部門を“*Aspirantado*”ではなく、“*Aspirantazgo*”と呼んでいた。*Boletín de la Asociación Católica Nacional de Propagandistas*, 60, 5 octubre 1928, p. 3.

「候補会員」という制度からみるアクション・カトリカ男子青年部（1923-1943）

活性化に組織が目を向けるようになるのには、第二共和政期に入ってからのことになる⁴⁾。

第二共和政下で実践された反教権主義的な諸政策は、青少年の宗教的教育にも大きな影響を及ぼした。第二共和政は、エリートの育成機関として君臨していたイエズス会の国外追放を1932年に実行した。また、1933年に発布された宗派と修道会法では、イエズス会以外の修道会にも教育に従事することを禁じた⁵⁾。これは、カトリック的な宗派教育の場が大きく減少することを意味した。学校という重要な宣教の現場を失いかけたことで、聖職者はもちろんのこと、平信徒も、よきカトリックの青少年を育成する方法を日々模索せねばならなかった。そのようななかで、それまでは少数の精鋭エリートに頼りがちであった青年会が、青年部としてあらためて多くの会員を獲得して組織拡大に転じようとする状況が生まれたのであった。平信徒の活動に主体性を与える新たな『アクション・カトリカ基本方針』に基づいて、青年会はアクション・カトリカ青年部として、より大衆的な組織へと生まれ変わった⁶⁾。

第二共和政期に候補会員の勧誘活動が推進され、候補会員部門の活動が強化されたのには別の理由もある。左右両翼の諸政党が勢力拡大をめざすなか、その活動に取り込まれ、政治に身を投じる人々の若年化が進んでいくことに、青年部は危機感を覚えた。対策として青年部は「非政治主義 (apoliticismo)」を掲げ、執行部メンバーが特定政党の執行部メンバーを兼ねることを禁じた。これは、その政党と青年部が同一視されることを避けるための処置であった。と同

4) 第二共和政期の候補会員部門の動向については、以下を参照されたい。Chiaki WATANABE: *Confesionalidad católica y militancia política: La Asociación Católica Nacional de Propagandistas y la Juventud Católica Española* (1923-1936), Madrid, UNED, 2003, pp. 256-263.

5) Adolfo CARRATALÁ: «Voces católicas y propaganda movilizadora ante la Ley de Confesiones y Congregaciones Religiosas», *Historia y Comunicación Social*, 19, N° Esp. (2014), p. 289. DOI: <https://revistas.ucm.es/index.php/HICS/article/view/45133>

6) Feliciano MONTERO GARCÍA: «La Nueva Acción Católica de Ángel Herrera durante la II República», en Feliciano MONTERO GARCÍA (ed.): *La Acción Católica en al II República*, Alcalá de Henares, Servicio de Publicaciones de la Universidad de Alcalá, 2008, pp. 27-28.

時に、自分でしっかりした判断にもとづく選択ができる年齢に達したとはいえない若年層の人々が政治活動に引き込まれるのを回避しようと、候補会員の育成に力を注ごうとしたのであった⁷⁾。諸政党によるメンバー確保の運動が活発化するなかで、思春期を迎えようとする青少年に、まずはカトリック的な人格形成の機会を広く与えて、将来的に教会利益を擁護する活動を行う人物となるように、また教会利益を擁護する政党を選択できる人物となるようにと彼らに期待したのである。

青年部は、マリア会やそのほかの信心団体に所属している 17 歳未満の青少年を、青年部の候補会員とするために動いた⁸⁾。しかしながら、他団体から集められた候補会員は、青年部と元の信心団体に二重に所属することになり、彼らのうちに組織維持の基本となる青年部候補会員としての確固たるアイデンティティを形成するためには、大きな問題を内包していた。

他方、候補会員部門を拡大しようとするのが、正会員全体の精神状態のレベルアップに貢献したようである。青年部は、聖書研究を行いつつ、労働者の人格育成、カテキスタ養成、就学年齢以後の団体との連携強化、出版への協力促進などを目指し、それぞれの事項を部門化して、全国評議会内に各部門のための事務局を設けた。そしてこのとき、候補会員部門に関しても、専門事務局が設けられたのであった⁹⁾。くわえて、全ての教区セントロは、候補会員部門を創設・維持する義務を負うこと、また教区セントロの候補会員部門には、司教区連合の承認を経て部門強化のための特別な規則が適用されること、教区セントロの中央評議会にも、正会員 1 名が候補会員の指導員として配置されることが定められた¹⁰⁾。1933 年には、111 の教区セントロで候補会員部門を設置し

7) 青年部メンバーの政治化については、以下を参照されよ。Chiaki WATANABE: *confesionalidad...*, pp. 302–324.

8) Junta Central de Acción Católica: *Principio y bases para la reorganización de la Acción Católica en España seguidos de un escrito del Rvdo. Señor Consiliario general de la A.C., relativo a las entidades económicas*, Madrid, 1934, p. 43.

9) Consejo Central: *Reglamento general de la Juventud Masculina de la Acción Católica Española*, Madrid, 1934, p. 10.

10) Consejo Central: *Reglamento general...*, p. 13.

「候補会員」という制度からみるアクション・カトリカ男子青年部（1923-1943）

ており、4447名の候補会員を数えたと記録されている¹¹⁾。

候補会員は、通常は正会員とは行動を別にしており、候補会員部門独特の雰囲気があった。たしかに、他の信徒団体に所属していながら、青年部候補会員部門に組み込まれた者のなかには、青年部が暗に欲求する高い目的意識をもっているとはいえないケースが散見された。しかしこのような「覚醒する」以前の候補会員に目をかけ、彼らのカトリック的人格育成を促すことを通じて、青年部は組織全体の意識改革にとりくみ、組織を維持・発展させることを目指したのである。候補会員部門をどううまく展開するかは、青年部全体にとっての重要課題であった。そこで特に力が入れられたのが、宗教的な錬成事業を通してのアイデンティティ形成である。ほかの信徒団体に属していても、候補会員はセントロが開催する信心に関する行事に集団として参加せねばならないと定め、また候補会員を対象とする研究サークルでの活動をつうじて広い知識を獲得するよう呼びかけられていた¹²⁾。

青年部は青少年にむけた組織加入のきっかけをつくる努力を惜しなかった。たとえば、1936年、青年部マドリード司教区連合は、候補会員の確保は組織としての大きな課題であると認識し、候補会員の数を2倍そして3倍とする目標をたてた。加入・継続に関するインセンティブを青少年に与えようと「候補会員の日」を設置し、それを祝うとともに、文化芸術コンクールをおこなって、入賞者に万年筆や書籍など実用的な副賞を出すなどしたのである¹³⁾。

候補会員となる条件

では青年部はどのような者を候補会員として獲得しようとしたのだろうか。1934年12月にマドリードで開催された第5回総会で承認された青年部一般規則第14条は、候補会員とは、教区セントロの候補会員部門に登録した者と規定

11) *La Flecha. Órgano Oficial de Juventud Católica*, 19, 15 noviembre 1933, p. 32

12) Consejo Central: *Reglamento general...*, p. 20.

13) *Signo. Órgano de la Juventud de Acción Católica*, 3, 6 julio 1936, p. 2.

する。つまり、組織は教区教会内で完結するべく設計されていた。しかし他方で、既に述べた通り、マリア会など、教区外の補助的な団体に所属する青年男子も、青年部の候補会員となりうることも定められていた¹⁴⁾。

興味深いのは、候補会員になることができる年齢の下限が曖昧だったことである¹⁵⁾。前述の一般規則では、教区セントロの候補会員部門は、初聖体を終えた10歳から12歳くらいから、正会員として受け入れられる17歳未満を対象としていた。また、候補会員部門に集う人数が多い場合には、部門内を14歳未満のグループと14歳から17歳未満のグループとに分割することが求められた。くわえて、17歳以上であっても、はじめて入会を希望するものは候補会員とされた。特に17歳以上の者が候補会員となる場合には、正会員となるまでに最短でも2か月が必要であり、その上で各教区セントロが定める青年部の正会員となるための義務を果たすことが求められた¹⁶⁾。

こうした文面からは、入会にあたって、年齢自体に関する縛りは比較的緩かったと読める。むしろ必須だったのは、初聖体を受けていること、堅信の秘跡を受けていることであった。当時は、第2バチカン公会議以前の旧教会法典が有効であった時期である。旧教会法典は、堅信の秘跡に関して「救霊のために必ずしも必要な手段ではないが、機会が与えられているのに受けるのを怠ることは許されない」と定めていた¹⁷⁾。現教会法典のように、堅信の秘跡を受けることを信者の義務として明確にしていなかった時代であるからこそ、よき平信徒となるために一定の覚悟をもって臨む堅信の秘跡を受けたこと自体が、青年部入会のための分水嶺として機能したといえよう。

ところで、活動が活発になればなるほど、アクション・カトリカ青年部は宣教活動のための資金を必要とするようになった。全国指導部は、教区セントロ

14) Consejo Central: *Reglamento general...*, p. 5.

15) *Hogar. Revista quincenal publicada por la Confederación Católica de Padres de la Familia*, 44, 1 julio 1934, p. 6.

16) Consejo Central: *Reglamento general...*, p. 5.

17) 菅原裕二『教会法で知るカトリックライフ Q&A (2ed.)』ドン・ボスコ社、2019年、p. 156.

「候補会員」という制度からみるアクション・カトリカ男子青年部（1923-1943）

の一般的な活動のみならず、各司教区が新規会員獲得のための活動を広げるための資金、また全国レベルでのコミュニケーションを活発化させるための資金確保に動いた。こうして、第二共和政期には、司教区連合と中央評議会のため、正会員に対して毎月 0'25 ペセタの納入が求められたのである¹⁸⁾。ただし会員全員が会費納入義務を厳格に守ったわけではない。1934-1935 年報告書は、約 5 万人に近い会員数であるにもかかわらず、会費を納入している者の割合がいまだ低いことを指摘し、活動を広げるためには強い組織が必要であること、多くの資金が必要であることを説いている¹⁹⁾。しかし状況把握に協力するため会費納入者リストを提出したのは 26 司教区であること、11166 名が正会員として名を連ねるが、全員が納入を行っているわけではなく、16 司教区については会費納入者リストの提出がないことを嘆いている²⁰⁾。

目を引くのは、正会員への会費納入が上記のような状況でも、候補会員に対しても、会費納入の厳格化が求められたことである。ただし候補会員の場合、負担額は軽減され、収めるべき「年会費」は 0'25 ペセタであった²¹⁾。他方、1935 年に発行された候補会員用のガイドブックには、彼らの精神面の修養の必要性が述べられ、訓練をつんで正会員を追い抜けるよいカトリック平信徒となるように求められるのみで、候補会員の組織への経済的負担については、なにも言及がない。これらの点からみて、内戦以前には、候補会員からの会費等の徴収は厳格に行われるに至らなかった可能性が高いと考えられる²²⁾。

内戦下の候補会員

スペイン内戦勃発により、特に共和国陣営の支配領域となった地域では、青年部は物理的にも人的にも大きなダメージを受けた。たとえば、青年部上級評

18) *La Flecha*, 32, enero 1935, p. 12.

19) *La Flecha*, 42, noviembre 1935, pp. 374-375.

20) *La Flecha*, 42, noviembre 1935, p. 377.

21) *La Flecha*, 42, noviembre 1935, p. 368.

22) Consejo Central de la Juventud de Acción Católica: *Guión del Aspirante*, Madrid, Imp. Sáez Hermanos, 1935. p. 22

議会 (Consejo Superior) の候補会員担当理事²³⁾をはじめとして全国を指導してきた上級評議会や司教区連合の指導の中枢を占めていた基幹メンバーが複数、殺害された。マドリードに置かれていた青年部上級評議会は活動を停止せざるをえず、反乱軍陣営側の中心地となったブルゴスにおいて、代理役員会を設置した。内戦勃発直前にポルトガルへ移動して殺害の難を逃れた青年部会長 M. アパリシは、その後ブルゴスに移動し、組織の立て直しに尽力した。アパリシを筆頭に、青年部上級評議会や諸司教区連合評議会のメンバーで生き残った者は、フランコ陣営の支配領域に入った司教区の青年部評議会を訪問し、戦争下という特殊な状況における組織再構築と活動の活性化を試みた²⁴⁾。このような過程をつうじて、青年部の戦後構想は、スペイン内戦中から既に描かれはじめていた。青年部は、以前からの会員はもとより新たな会員を獲得することで、多くの聖職者を失った戦後のカトリック教会を支える土台を築こうとしていた。

内戦によって、青年部正会員はそれまでとは異なる環境に置かれた。それと同時に、候補会員にも新たな問題が生じるとともに、その問題を解決することが求められた。たとえば、内戦の初期段階では特にであるが、志願兵としてもしくは臨時招集されて戦線へ赴く正会員が増加するなかで、教区セントロは一気に「空」になった²⁵⁾。ゆえに、青年部は組織活動を以前の規模のまま維持することはできなかった。他方、フランコ陣営支配領域にあった教区セントロには候補会員、もしくは候補会員となる可能性のある青少年が残されていたのである。そういった若年層青少年のカトリック的人格形成は、将来的に聖職者を補助する団体としての青年部にとっての優先課題となった。

内戦初期からフランコ陣営の支配領域にあった地域における候補会員部門の活動例としては、ガリシア地方サンティアゴ・デ・コンポステーラの場合を挙

23) 候補会員担当理事, M. リャノス・パストール (Manuel Llanos Pastor, 1912–1936) は殺害当時、建築を学ぶ学生であった。2021 年 7 月現在、ローマにおいて列福の手続き中である。

24) Secretariado de Publicación de la Junta Técnica Nacional de la ACE: *Guía de la Iglesia y de la Acción Católica Española*, Madrid, Ediciones Acción Católica Española, 1943, p. 466.

25) *Signo*, 5, diciembre 1936, p. 7.

「候補会員」という制度からみるアクション・カトリカ男子青年部 (1923-1943)

げることができる。戦いの聖人である聖ヤコブに捧げられた大聖堂をいただくサンティアゴ・デ・コンポステーラは、青年部が組織をあげて、後衛・前衛・野戦病院にあふれた、スペインのために戦う兵士のため祈りをささげる場として選ばれた。特に、聖ヤコブの祝日である 7 月 25 日には、前日夜からの徹夜課が行われた。北部戦線の陥落が近いとされた 1937 年 7 月 25 日近辺には、ガリシア地方の諸教区セントロ代表はもとより、各司教区連合代表や、また共和国陣営の支配領域から退避した会員や戦闘だけがを負うなどして現地には出向けない会員を代表する形で集った人々が、戦いの聖者聖ヤコブに祈りをささげた。この折、ガリシア地方内で候補会員部門をもつ教区セントロはみな、儀式に参加するよう呼びかけられていた²⁶⁾。また翌 1938 年に同じ祝日を祝うにあたっては、7 月 24 日には候補会員むけに、上級評議会が開催を決定する行事の意味についての講演会が開催され、候補会員のあいだで聖時間前夜祭の賛歌がもたれ、また、翌 25 日にはミサがあげられた²⁷⁾。このような、全国組織の指揮のもとに行われる行事への参加はもとより、サンティアゴ・デ・コンポステーラ司教区内では、候補会員のなかでも特に中心的に活動を担う「宣教者 (Propagandistas)」のための短期講座が設けられ、そこからは将来的に聖職者の道をえらぶメンバーも輩出されたほどであった²⁸⁾。

このように、内戦下でも他地域の会員の訪問を受け入れることができるほど安定していたサンティアゴ・デ・コンポステーラ司教区連合では、1937 年夏に、正会員には 3 か月ごとに 30 センティモの納入を求めた。そして会費納入のペースを通常にもどそうと、以前の会員証を持つものは新たに会費納入用紙を請求するよう正会員に呼びかけた。また、資金確保のため動きは正会員だけを対象としたわけではなかった。会費の納入が組織への帰属意識を高める、という理由で、候補会員に対しても 10 センティモの年会費の納入を求めている²⁹⁾。

26) *Signo*, 11, 15 julio 1937, p. 4.

27) *Signo*, 28, 10 julio 1938, p. 3.

28) *Signo*, 18. 16 febrero 1938, p. 8.

29) *Boletín de la U.D. de la Juventud de Acción Católica Santiago de Compostela*, 26. Junio-julio 1937, p. 4.

候補会員部門の活動内容は、同じくフランコ陣営の支配領域にあっても、地域によって大きく異なったようである。たとえば、ナバラ地方のパンプローナでは、1936 年末には、神学校を利用して、「候補会員の家 (Hogar del Aspirante)」が設置され、16 歳の学生である R. レブロンを長とする 250 名あまりの候補会員が集った。パンプローナ司教区連合は、司教の賛同と援助を受けて、パンプローナ全体の教区セントロの候補会員部門をとりまとめ、正会員組織から切り離して運営する方策をとったのである³⁰⁾。候補会員の家では、週に 3 度の研究サークルのほか、毎日曜の教区ミサへの出席、月に一度の聖体拝領といった宗教的実践が、候補会員が最低限まもらなくてはならない義務であった。また適宜サッカーや卓球などのスポーツも取り入れられ、映画観賞会も開催された。集まった候補会員は、9 歳から 14 歳未満と 14 歳以上 17 歳未満という構成で 2 グループに分けられていた。レブロンは「僕たちのスローガンは 1 人の仲間を征服せよ、です」と述べ、前衛へ赴いた青年層がセントロへ戻るまで、候補会員を選抜し、組織を維持する姿勢を鮮明にした³¹⁾。またレブロンは、候補会員の家は政治的組織ではなく、あくまでも青少年の宗教的な人格形成を目的にしていると述べる³²⁾。候補会員というランクにありながら、自分たちなりの金銭的負担を行っていることにも言及し、毎週、9 歳から 14 歳未満の会員は 5 センティモ、14 歳以上の会員は 10 センティモを活動費として納めているとも語った³³⁾。

実際のところ、パンプローナ司教区連合で青年部の聖職者顧問を務めた S. ベギリスタインは、フランコ陣営支配領域で教区教会をまもり青少年とかかわる聖職者にむけて、青年部の教区セントロを立て直すためには、まずは将来の正

30) *Signo*, 6, febrero 1937, p. 3.

31) *Signo*, 6, febrero 1937, p. 3.

32) レブロンインタビューは 1937 年 4 月に政党統一令がだされる以前に実施・紙面掲載されたものであり、候補会員はカルリスタの少年部である「ペラヨ」にも、ファランヘ党の少年部「フレッチャ」にも所属することもできる、と具体例をあげて述べている。インタビューの時点では、候補会員の政治イデオロギーが右派に限定されるなかでも多元的であったことを物語っている。

33) *Signo*, 6, febrero 1937, p. 3.

「候補会員」という制度からみるアクション・カトリカ男子青年部 (1923-1943)

会員となる見習いつまり候補会員の段階で、青少年を獲得するようにと呼びかけている。村には学校教育を終え、働き始めようとしている年齢の青少年がいるはずなので、彼らのような大人になる前の年齢層にターゲットを絞り、候補会員部門を活性化させるようにというのが具体的提案であった³⁴⁾。

現実には、パンブローナでの成功例をうけて、候補会員の家はその後、バスク地方のイルンやアラゴン地方のサラゴサ、エストレマドゥーラ地方のカセレスといった都市にも設置された³⁵⁾。このように候補会員の家のシステムが諸地域に拡大したことは、青年部の末端組織をかかえる教区教会で働く聖職者には、若年層の人格形成の成功例と映ったのだった。

候補会員としての反乱軍兵士

また、内戦期には、戦前に勧誘対象だった青少年層とは異なるタイプの入会希望者が増加したことにも留意したい。前衛に出陣した青年部正会員のなかには、軍隊生活にあっても従軍司祭の補助をしつつ、青年部の活動を広めようとした者がいた。戦場での常なる戦闘状態を生き延びるためには、究極のところ、殺人を正当化するすべを身につけなくてはならない。戦闘員の魂のケアのため、フランコ軍陣営は従軍司祭を部隊に配置していた。そういった従軍司祭の了解をえつつ、青年部は「前衛セントロ (Centro de Vanguardia)」を前線で次々と結成していった。多くの場合、口コミではじまった前衛セントロには、若い兵士が訪れた。彼らをまずは候補会員として組織にとりこみ、そしてのちには記章をうけた正会員として、青年部の一員として承認していったのである。実戦の場だけが対象ではなかった。野戦病院も、死を逃れた兵士が自分を見つめなおし、候補会員として青年部に名を連ねる場となった³⁶⁾。456 の前衛候補セントロがつくられ、18000 人の青年が加入したが、そのうちの 60% は内戦以前に

34) Santos BEGUIRISTÁIN: *A los sacerdotes. Hacia el centro parroquial*, Valencia, Imprenta La Semana Gráfica, 1938, p. 11.

35) *Signo*, 18, 6 febrero 1938, p. 8.

36) *Signo*, 9, 1 junio 1937, p. 4.

は青年部の会員ではなかったとされる³⁷⁾。

戦闘に身を置く青年たちは、候補会員とはいってもその人格形成の方法は「別格」扱いであった。前衛セントロで青年部に入会した者は、2か月間の候補会員期間を会員としての義務を果たしながら無事に生きのび、従軍司祭つまり彼らの場合の聖職者顧問の許可ができれば、晴れて正会員となることができた³⁸⁾。既に言及したような通常の候補会員が行っていた会費納入は、前衛セントロの候補会員には課されていなかった。納入は、一兵卒や民兵などについては当人の気持ちにまかせられることとなり、また下士官以上の階級を持つ者であっても状況は同様で、納入への期待はあったようであるが、金額はそれぞれの経済状態を考慮して各人にまかせるとされた³⁹⁾。

フランコ体制初期における候補会員

しかし、内戦後には青年部への帰属意識を高めるため、候補会員についても活動費用負担に関する規定遵守が求められるようになる。その背景を、以下見よう。

フランコ陣営では、1937年に国民の全体的政治統合をめざして統一令がだされた。これにより、伝統主義者と JONS のスペイン・ファランヘ党（以下統一ファランヘ党と表記）が誕生し、表面的には、すべてが統一ファランヘ党のもとに統率される状況が生まれた。カトリック教会はこの動向に対して、平信徒組織の独立性を主張した。しかしながら、平信徒組織のなかでも特に政治性が強いとされた団体は、新国家建設の歩みの中で、統一ファランヘ党のもとに統合されたのである⁴⁰⁾。たとえば、アクション・カトリカ青年部の外郭部門とし

37) Miguel Ángel DIONISIO VIVAS: *Por Dios y la Patria. El cardenal Gomá y la construcción en la España nacional*, Toledo, Instituto Teológico San Isidro, 2015, p. 318. よってこの 60% は、はじめは候補会員として前衛セントロでの活動に参加し始めたと考えられる。

38) Consejo Superior de la Juventud de Acción Católica Española: *Milicia de Cristo*, Burgos, Hijos de Santiago Rodríguez, s.d., p. 17.

39) *Signo*, 34, 9 octubre 1938, p. 2.

40) Stanley G. PAYNE: *The Franco Regime, 1936–1975*, Madison, The University of

「候補会員」という制度からみるアクション・カトリカ男子青年部（1923-1943）

て存在していたカトリック学生連合は統合の具体例である。このような統一ファランヘ党による民心の管理徹底への意向にたいして、高位聖職者の一部は大きな危機感を抱いた。1939年5月、スペイン首都大司教会議はアクション・カトリカの諸部門が統一ファランヘ党と「接触する」分野におけるトレド首座大司教の権威を再強化することを決定したのであった⁴¹⁾。

トレド首座大枢機卿 I. ゴマは、1939年、新たにアクション・カトリカ再組織化基本方針をだし、平信徒の活動を階級的にまた階層的に組織しなすこと、また聖職者に各教区セントロの活動に関する実行力と責任を与えることを決定した⁴²⁾。この再組織化基本方針では、アクション・カトリカ内の男女別・年齢別4部門制に基づく一般規則の記述の統一が図られた。青年部でも、教区教会でのセントロをモデルとして、人々の実生活に密接に関係するような組織づくりが改めて試みられた。

ここで、アクション・カトリカ組織全体の構成を俯瞰し、青年部を再度位置づけておこう。それまでと同様に、青年部は、教区ごとに指導層が属する教区評議会を設置するのであるが、他方、1939年の基本方針では、そのほかの部門の平信徒代表と協調しながら活動を行えるようにと婦人部・女子部・男性部そして青年部、4部門の代表が集う教区会議（Junta Parroquial）が設置された。このような構造は司教区レベルでも繰り返された。つまり、各部門の教区セントロを統括する司教区評議会（Consejo Diocesano）4つが集う司教区会議（Junta Diocesana）が創設された。くわえて、青年部の全国レベルでのとりまとめ役として諸司教区評議会を指導するのは上級評議会（Consejo Superior）であるのだが、この上級評議会も4部門それぞれに設置された。こういったアクション・カトリカ組織全体に関して、統括をおこなう平信徒組織のトップが全国技術評

Wisconsin Press, 1987, p. 203.

41) Alfonso ÁLVAREZ BOLADO: *Para ganar la guerra, para ganar la paz: Iglesia y guerra civil, 1936-1939*, Madrid, UPCO, pp. 460-461.

42) Secretariado Nacional de CCMM: *Memoria del Congreso de directores de las CCMM*, Madrid, Gráficas Voluntas, 1940, p. 53.

議会 (Junta Técnica de Acción Católica) であった⁴³⁾。アクション・カトリカは、この 1939 年基本方針によって、より堅固に階層化された組織として総合的に再生することになるのである。

そのような全体的な再組織化の動きに呼応して、青年部は自らの組織の拡大と再活性化を経験した。そのなかでは、いわゆる思春期の青少年である候補会員の獲得は、青年部が将来にわたって組織を安定化させるための必須案件であった。候補会員を育成するにふさわしい青年部指導層の育成にまずは力がそそがれた。既に 1941 年には、アビラ、ムルシア、サンティアゴ・デ・コンポステラ、カセレス、バレンシアで、候補会員を育成する指導員養成のための全国講習会が開催された⁴⁴⁾。前述のアクション・カトリカ再組織化基本方針では、候補会員の年齢は改めて 11 歳以上 16 歳以下に定められており⁴⁵⁾、思春期の、難しい年代の青少年を組織に引き込み繋ぎとめるテクニックをもつ指導員が求められていたのである。

ところで、フランコ独裁体制のもとでの唯一党、統一ファランヘ党は、党綱領に基づいて「青年組織 (Organización Juvenil)」を統率する委員会を設置した。この青年組織は、7 歳以上のメンバーを「ペラヨ (pelayo)」, 10 歳以上 17 歳未満を「フレッチャ (flecha)」, 17 歳以上 19 歳未満を「カデテ (cadete)」として、年齢別に編成した⁴⁶⁾。こうして、青年たちは統一ファランヘ党のなかで、年齢ごとに分節化されて管理されることになる。1940 年 12 月からは、青年組織は「青年前衛 (Frente de Juventudes)」と改称された。青年前衛は、統一ファランヘ党が拠出した資金で、夏にはサマーキャンプや冬場にはロッジでの合宿など

43) Feliciano MONTERO GARCÍA: *La Acción Católica y el franquismo. Auge y crisis de la Acción Católica especializada*, Madrid, UNED, 2000, pp. 26–29.

44) Secretariado de Publicación de la Junta Técnica Nacional de la ACE: *Guía de la Iglesia...*, p. 468.

45) Secretariado de Publicación de la Junta Técnica Nacional de la ACE: *Guía de la Iglesia...*, pp. 382. 11 歳未満の候補会員以前の子どもたちについては、その育成をアクション・カトリカ婦人部に委託するとした。

46) Antonio ALCOPA: *Auge y ocaso de El Frente de Juventudes*, Madrid, Editorial San Martín, 2002, pp. 41–42. なおペラヨはレコンキスタの英雄の名を、フレッチャは矢を、カデテは士官候補生を、それぞれ意味する。

「候補会員」という制度からみるアクション・カトリカ男子青年部（1923–1943）

を行った。また宗教相談役（Asesor）がつき、青少年の宗教的人格形成を補助することになった⁴⁷⁾。

このような活動のパターン自体は青年部の活動と重なる部分が大きかった。よってその類似性からいえば、統一ファランヘ党の青年組織、青年前衛は、アクション・カトリカ青年部にとっての「ライバル」であった。表面的にはこの前者は政治的組織であり後者は教会の平信徒団体であるため、異なる領域の組織であるとされたが、どちらの組織も、同じ年代の青年たちを自らの組織に取りこもうとしていたのであった。

そこで、2つの組織のなかで揺れる青年たちの、平信徒としてのアイデンティティ形成に一役かったのが「アクション・カトリカ・カード」であった。

「アクション・カトリカ・カード」で忠誠心を探る

アクション・カトリカ・カードとは、第二共和政期、1934年頃から企画された、活動資金の獲得策のひとつであった⁴⁸⁾。活動資金確保のために、人々の善意にたのむ募金という形ではなく、カードという目に見える物体を使って、それを購入させるわけである。また購入価格に1ペセタから1000ペセタの幅を持たせることで、平信徒のあいだの経済的負担を調整しつつ、彼らを全国レベルで一斉に連携させようとしたのである⁴⁹⁾。

第二共和政期には、スペイン・首都大司教会議の積極的な支持をうけ、アクション・カトリカ・カード宣伝キャンペーンが展開されている⁵⁰⁾。また内戦の最中で、アクション・カトリカの組織が全体としてまったく通常に復帰していない頃から、青年部の代理役員会あてに宣伝キャンペーンの再開等について問

47) Antonio ALCOPA: *Auge...*, pp. 132–133. イエズス会士の J. M. リャノス神父はこの相談役として著名であった。またリャノス神父はアクション・カトリカ青年部でも活動していた。

48) Feliciano MONTERO GARCÍA: « La Nueva Acción Católica... », pp. 30–31.

49) 負担が不平等であるという指摘は相当数にのぼる。

50) “Acta de la Conferencia de Metropolitanos españoles celebrada los días 12–16 de noviembre de 1935”, Vicente CÁRCEL ORTÍ (ed.): *Actas de las Conferencias de Metropolitanos españoles, 1921–1965*, Madrid, BAC, p. 383.

い合わせがくるほどの重要案件であった⁵¹⁾。

1939年の再組織基本方針では、アクション・カトリカ・カードを購入することは、全ての会員にとっての義務とされた⁵²⁾。そして、フランコ体制初期には、このカードの売上を見込んで、全国技術評議会が年間活動予算を組むこととなったのである⁵³⁾。当然のことながら、青年部も、会員にむけたカード販売に協力することとなった。

1943年になって、アクション・カトリカ青年部は、会員全体へむけて、規則的な会費徴収実施の必要性をうたえるパンフレット『会費徴収を計画的に行うための規則』を発行した。このパンフレットを通じて青年部は、会員が、自分たちに求められる負担が妥当であり、またそれを支払うのは義務であるという意識を持てるようにしようとした。あきらかに青年部は、正会員から活動資金を獲得しようとしていたが、その勢いは、候補会員へも及んだのである。

第二共和政期から、候補会員に対しても「自主的な」会費納入が求められていたのはすでに述べた通りであるが、内戦後のアクション・カトリカ全体の再建の文脈において、青年部は、会の行方を見越して、候補会員まで取り込んだ財務を考えていた。ひとりひとりの候補会員が自ら意識的に会費を負担することで青年部とのつながりが深まるのであり、その経済的負担こそが、候補会員に青年部の一員としてのアイデンティティを持たせるという読みがあったと思われる。

ここで具体的に、ある候補会員の会員登録証についてみてみよう（写真①、写真②）。写真①の左側、裏表紙には「王たるキリストの者となり、迅速に教皇様に従い、神の恩寵に生き、勇敢で、貞潔で、快活であること、使徒であること

51) José ANDRÉS-GALLEGO y Antón M. PAZOS (eds.): *Archivo Gomá. Documentos de la Guerra Civil, Marzo 1937*, vol. 4, Madrid, CSIC, 2002, p. 20.

52) Feliciano MONTERO GARCÍA: *La Acción Católica y el franquismo. Auge y crisis de la Acción Católica especializada en los años sesenta*, Madrid, UNED, 2000, p. 44, nota 11.

53) Secretariado de Publicación de la Junta Técnica Nacional de la ACE: *Guía de la Iglesia...*, pp. 389–390.

「候補会員」という制度からみるアクション・カトリカ男子青年部（1923-1943）

を、私は誓います。王たるキリスト万歳！」と記されている。写真②にあるこの候補会員登録証の持ち主、V. アレハンドロ・ビリャモンは、1930年生まれである。1943年12月15日にカタルーニャ、トルトサ司教区のオンダで教区セントロに所属するようになり、1944年5月28日に候補会員の記章を授与された。司教区評議会には1945年4月3日づけで記録された。この候補会員登録証はマドリードにある青年部の上級評議会が出しており、「17691」という登録番号が割り当てられている。また、写真②の証明証内側向かって右下には、この証明書は会費納入の記録とともに提示されなければ無効である旨が記されている⁵⁴⁾。

また、この会員登録証に払う会費とは別に、候補会員は1年に1度アクション・カトリカ・カードを購入する必要があった。購入価格は、自身の状況に合わせて1ペセタから1000ペセタのあいだで自分で決めることができ、金額自体は、第二共和政期に提示されたものから変更されていない。全国技術評議会がコーディネーターとなり、すべての徴収項目を網羅しかつメンバー個人のデータを記すことができる目録カードを教区セントロに送付する。この目録カードをもとに、教区セントロの青年部の財務担当が金銭の徴収を行う、という段取りで行われた⁵⁵⁾。このような経済的な負担を果たすことで、各会員は所属部門の司教区連合評議会や上級評議会が取り組む専門的使徒職にはもとより、4部門全体の教区会議・司教区会議、そして全国技術評議会まで及ぶアクション・カトリカ全体の財政状況にも自分から進んで貢献したと、神の御前に申し出ることができるとされていた⁵⁶⁾。

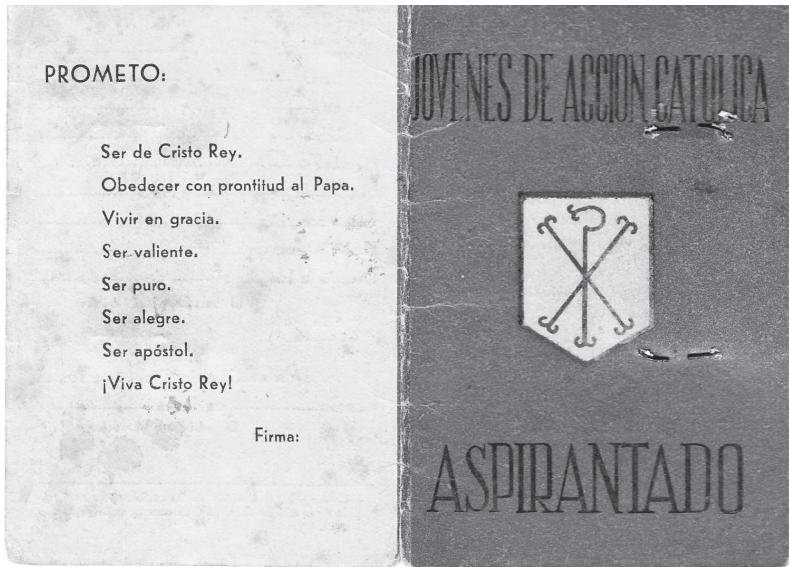
パンフレット『会費徴収を計画的に行うための規則』には「会費納入に関す

54) 渡邊は2013年9月にV. アレハンドロ・ビリャモン氏へのインタビューを行った。本稿掲載の写真は、同氏からご提供いただいたものである。なお2021年1月にアレハンドロ・ビリャモン氏は帰天された。ご冥福を心よりお祈りしたい。

55) Tesorería del Consejo Superior de los Jóvenes de la Acción Católica: *Normas para organizar la cotización*, Madrid, Ediciones de Juventud de Acción Católica, 1943, p. 8.

56) Tesorería del Consejo Superior de los Jóvenes de la Acción Católica: *Normas...*, p. 10.

写真① V. アレハンドロ・ビリャモン氏 候補会員登録証表紙(右)・裏表紙(左)



写真② V. アレハンドロ・ビリャモン氏 候補会員登録証内側

JOVENES DE ACCION CATOLICA
CONSEJO SUPERIOR

Núm. 17591

Vicente Alejandro Guillamón

pertenece como Aspirante a la
Asociación de los Jóvenes de Acción
Católica Española.

Madrid, de 16 de 1945

El Presidente Nacional

Sello
C. S.

UNION DIOCESANA *Tortosa*
CENTRO *(Onda) Parroquial*
Sito en *Onda* Prov. *Castellón*
Apellidos *Alejandro Guillamón*
Nombre *Vicente*
Natural de Prov.
Fecha nac.: Día mes año
Fecha ingreso en la Obra *15-12-43*
Recibió la insignia el *22* de *Mayo* de *1944*
El Presidente del Centro
Sello
del Centro
Inscrito en el Consejo Diocesano con el
número *175* en fecha *3 ABR 1945*
El Presidente Diocesano
Sello
C. D.
Marcain
NOTA.—Este documento no será válido si no va acompañado de la cédula de cotización correspondiente al año en curso.

「候補会員」という制度からみるアクション・カトリカ男子青年部（1923-1943）

る8項目」が掲載されている。その第4項目では、得られた資金がどう分配されるのか、その内訳が示される。正会員に関しては、会員登録証分の100%とアクション・カトリカ・カード購入による納入分の70%が司教区評議会に渡されること、教区評議会もしくは教区司祭にアクション・カトリカ・カード分の15%、教区の候補会員部門にアクション・カトリカ・カード分の15%が配分されると記されている⁵⁷⁾。

こうして、候補会員にも青年部の財源確保への協力が明確に求められた。候補会員登録証発行時、各候補会員から1ペセタ80センチモを徴収することになっており、全額を1度で払えない場合には、分割払いも可能とした⁵⁸⁾。またこのうち1ペセタ20センチモが青年部の司教区評議会に、60センチモが上級評議会に配分されるが、青年部の教区セントロへの配分はなかった。人格形成のための講習会、霊操、宣伝活動といった教区セントロの候補会員部門の活動のために必要とされる資金は、別ルートで確保しなければならない。そこでアクション・カトリカ・カードの販売が、候補会員部門にとっては大きな意味をもってくるのである。

候補会員はこのような「出費」に応じたのだろうか。ここで考慮したいのが『会費徴収を計画的に行うための規則』に見られる候補会員のカテゴリー細分化である。内戦以前にはみられなかったことであるが、候補会員を「現役候補会員 (Aspirantes activos)」「定期記載候補会員 (Aspirantes suscritores)」「記載候補会員 (Aspirantes inscritos)」の3つに分類・差別化しているのである。そのうえで、すべての候補会員に会費納入という名の資金拠出を求めている。「定期記載候補会員」のカテゴリーに属するものは、健康上の理由や、居住地が遠いこと、多忙であるといった理由で通常必要とされるような規則正しさでは青年部の活動に参加できないでいるが、規則的に会費を納め、信仰に関する一般行事

57) Tesorería del Consejo Superior de los Jóvenes de la Acción Católica: *Normas...* p. 5.

58) Tesorería del Consejo Superior de los Jóvenes de la Acción Católica: *Normas...*, pp. 12-13.

や宗教文化的な行事にできる範囲で参加している会員である⁵⁹⁾。おそらく、帰還兵など、正会員にならないまま前衛セントロが消滅した候補会員を再度囲い込むための手段としても用いられたと推測できる。アクティブに活動しているメンバーのみならず、何かのきっかけで幽霊会員になってしまう可能性が高い定期記載候補会員や記載候補会員にまで、金銭的負担を義務付けている点は興味深い。

おわりに

会員を増やすことは、青年部が青年会として結成された当時から執行部のなかに共有された問題意識であった。正会員に一定の宗教的基礎修練をもとめる青年部は、はじめはゆるやかなベースで候補会員というランクを入会希望者に適用した。組織が少数エリートによって形成されていたなかでは、候補会員部門の存在は必ずしも重要視されたわけではなかった。しかし青年部が、アクション・カトリカの4部門の一員として大衆組織に変貌をとげることが求められるなかで、候補会員の地位は青少年の将来的な資質を見極めるうえで重要な役割をはたすことになる。

内戦が勃発したことにより、反乱軍陣営の部隊において、青年部は臨時の「前衛セントロ」を形成し、戦場で精神的に疲弊する兵士を受け入れた。しかしここでも候補会員部門が、通常の入会年齢を大きくこえた者たちの組織への「忠誠心」を押し量る役割を果たしていた。

フランコ独裁体制初期においても、候補会員部門は、より細かく分類された上で継続した。フランコ独裁体制下でのスペイン・アクション・カトリカ全体の組織改革の流れのなかで、青年部は活動資金の確保を兼ねて組織拡大を目指し、候補会員部門のシステム整備を行ったのであった。

59) Secretariado de Publicación de la Junta Técnica Nacional de la ACE: *Guía de la Iglesia...*, pp. 382-383.